

## [事案 2024-55] 入院給付金支払請求

・令和6年11月29日 裁定終了

### <事案の概要>

入院中に別の疾病の手術を受けたこと等を理由に、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

腰椎圧迫骨折、仙骨骨折により令和5年1月から9月まで入院し、入院中の7月に水頭症の手術を受けたため、平成27年11月に契約した組立型保険の医療保険（入院給付金120日型）にもとづき、入院給付金を請求したところ、120日分の入院給付金が支払われた。しかし、以下等の理由により、7月以降の水頭症の治療期間の入院給付金も支払ってほしい。

- (1) 整形外科の治療が終わった後、退院後の生活について聞かれたので、水頭症の治療があるのでこのまま入院すると話した。
- (2) 水頭症の手術前に、担当医師に一度退院するかと聞かれたが、このままで大丈夫だと思い入院を続けた。
- (3) 一度退院すれば水頭症治療の入院給付金が出るということを知っていれば退院したと思うが、担当者から説明はなかった。
- (4) 他の保険会社は、傷害と疾病の入院給付金が別々に支払われた。
- (5) 水頭症の治療は圧迫骨折の治療が終わったことを意味しており、退院するしないは別問題である。

### <保険会社の主張>

申立人は、令和3年11月から水頭症を発症しており、本契約の約款によれば、「本入院開始時に入院開始の直接の原因となった傷害または疾病以外に異なる傷害または疾病が生じていたとき」には、「入院開始の直接の原因となった傷害または疾病により継続して入院したものとみなします」とされているため、本入院は、腰椎圧迫骨折、仙骨骨折により継続して入院したものとみなされる。したがって、本契約の入院給付金の支払いは1回の入院で120日が限度であるため、申立人の請求に応じることはできない。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本入院当時の状況を確認するため、申立人および申立人配偶者に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。